

2022年1月6日

被保険者各位

富士通健康保険組合
(印 略)

傷病手当金に関する健康保険法の改正について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
健康保険法改正により、傷病手当金の取扱いが変更となりますので、下記のとおりご通知いたします。

記

1. 法改正の内容

傷病手当金（法定給付）の支給期間が、支給開始日（法定開始日）から「**通算して1年6か月分**」になります。

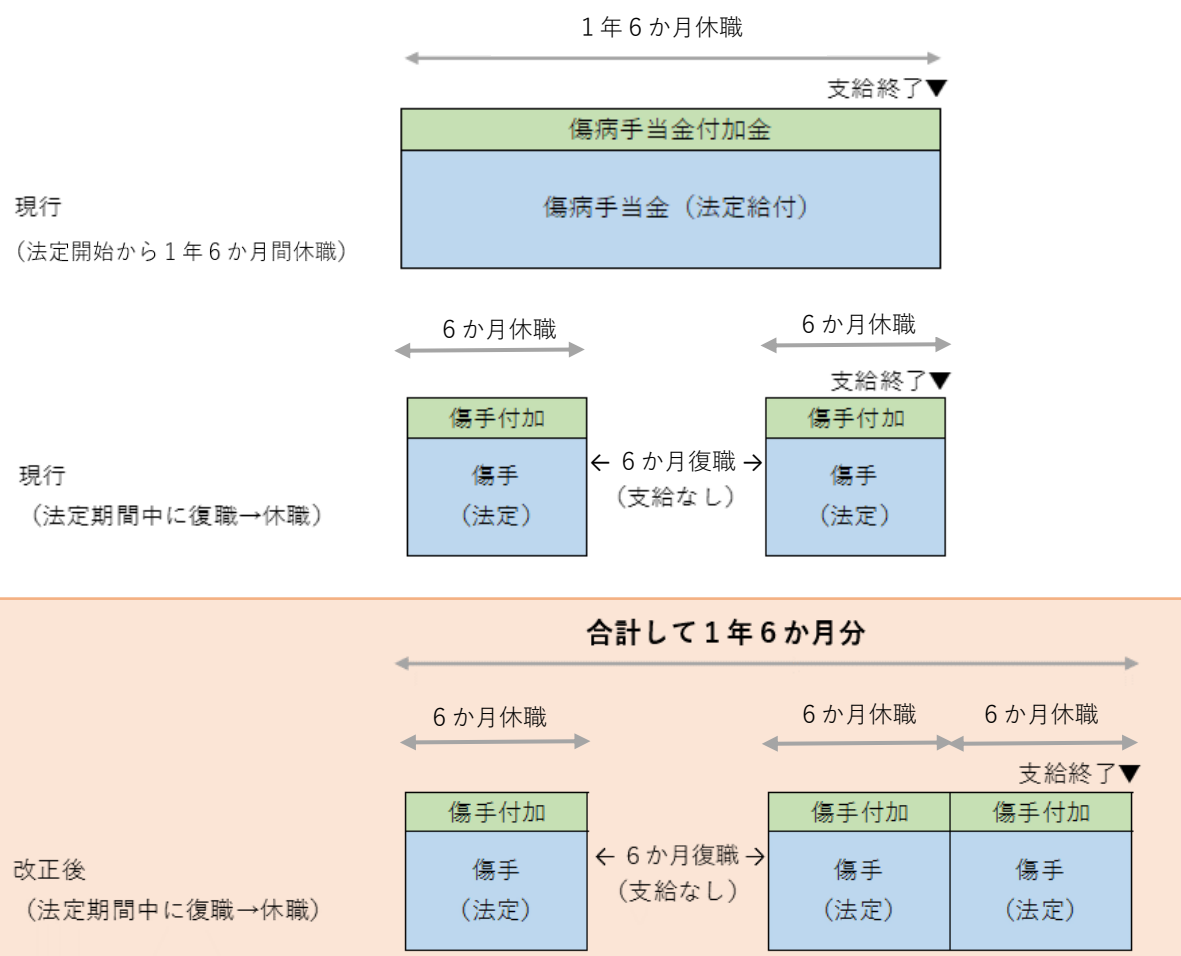
・傷病手当金対象期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日（法定開始日）から通算して**1年6か月分（日数）の傷病手当金**が支給されます。

2. 法改正の施行日

2022年1月1日

・対象となる方は、施行日時点で、傷病手当金支給開始日（法定開始日）から1年6か月以内である方となります。具体的には、**法定開始日が2020年7月2日以降の方**です。

3. 法改正後のイメージ



4. その他

- ・ 傷病手当金（付加金）支給終了後の延長傷病手当金付加金の取扱いにつきましては、今後見直しを検討してまいります（変更する場合は、別途ご案内いたします）。
- ・ 資格喪失後の継続給付に関しては、資格喪失日前までの請求期間は通算化の対象ですが、**資格喪失後に一時的に労務可能となり、その後再び労務不能となった分のご請求は通算化の対象外**となります。（健保法第104条関係）

適用給付レセプトグループ

外線：044-738-3010

※音声ガイダンス「3」を押してください。